

論壇

消費税増税の周辺問題について



飯田聡一郎【四谷】

1、はじめに

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（以下、改正法という。）が制定され、消費税法の税率が、平成26年4月から8%に、平成27年10月から10%になる。もともと、改正附則18条で、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含む

め所要の措置を講ずるとの規定もあり、場合によっては先送りの可能性がないわけではない。改正法では、税率アップばかりが目されているが、税率以外の改正も含まれ、さらには、積み残された課題も存在する。そこで、本稿では、消費税増税の周辺問題について検討を加えることとする。

2、税率以外の改正点

(1) 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例

平成23年改正で、消費税の免税点制度の改正が行われた。従来は、基準期間のみの判定だったが、平成25年1月以降開始する課税期間は、基準期間の判定に加えて特定期間の判定を行う必要が生じた。ところが、平成23年10月の会計検査院報告書で、改正後も問題は解消されるまでに至っていないとして、様々な視点から不断の検討を行っていく必要があると指摘した。そして、今回の改正法には、免税点制度の更なる改正が含まれていた。

基準期間のない法人に、一定の要件を満たす「他の

者との関係は次の通りである。

- ①他の者により、発行済み株式又は出資の50%超を直接又は間接に支配されている場合
②その他の他の者により支配される場合として

(2) 6月中旬申告書

現行の消費税法では、消費税の中間申告を要しない事業者は、そもそも中間申告を行うことができない。今回の改正で、その場合でも、6月中旬申告書を提出する旨を記載した届出書」を提出すれば、中間申告が可能になるという取扱いはある。

消費税がまとまった額になり資金繰りに窮する中小事業者への配慮で、半年分ずつに別けて納税できる仕組みである。

3、積み残された課題

(1) 逆進性への対応とマイナンバー制の導入

現状では、税率10%までのアップが成立している。消費税の逆進性への配慮は、マイナンバー制度の導入が行われれば、給付付き税額控除が実現することになると考えられる。

簡単に言えば、所得金額に応じて、消費税の増税分

の益税の幅が大きいとの内容であった。

(2) 複数税率

逆進性の配慮として複数税率の可能性が、本改正の成立直前に「税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置」の中に条文として加えられた。

10%までは、単一税率で消費税法の改正案が成立していることを考慮すると、消費税率が10%を超える段階の布石と考えることができる。

複数税率の場合に、海外では食料品はゼロ税率などの例も多く税収不足の解決に本当に繋がるのか、あるいは食料品とレストランサービスの線引きをどこで行うのかなど、課題は山積している。この点については、実務を行う立場の税理士が、運用が複雑でない方法の提言を行っていく必要がある。

(3) 簡易課税の問題

改正法でも、簡易課税について必要な見直しを行うとしていたところ、平成24年10月に会計検査院報告書が公表された。その報告によれば、①多くの事業者で益税となつて

いる点、②特に第5種事業で益税の幅が大きい点、③基準期間のない会社分割等によって設立された法人

の益税の幅が大きいとの内容であった。

そもそも、中小事業者の事務負担に配慮して設けられた制度であるが、法人事業者の場合に簡易課税という制度が必要なのかという問題がある。一方で、中小事業者の中でも個人事業者のように、自ら確定申告を行っている納税者にとって

は必要な制度とも考えられる。そのような前提で考えると、法人には簡易課税の不適用とするなどの改正が考えられる。また、個人事業者のために簡易課税制度は残すにしても、みなし仕入率を10%〜15%程度縮小するなどの改正が行われるかもしれない。

(4) 転嫁の問題

中小企業が消費税を確実に転嫁できるか否かの問題と、一般消費者の利便性を考慮する施策は、消費税の表示方法について異なる方針を導き出すことになる。

転嫁がスムーズに行われるようにするためには、価格表示について明確に行う必要がある。本体価格と消費税を区分することで、消費税分を確実に転嫁できるようにすることもできる。

一方で一般消費者の利便性を考えると、税抜き表示は甚だ不親切な制度であ

る。表示価格と実際に支払う金額の差が大きいと戸惑うこともあるだろうし、トランプルの原因にもなりかねない。まして、複数税率が導入されることを前提とすれば、大きな混乱となることは明白である。

個人的には、総額表示で統一して問題ないように感じている。仮に明確に本体価格と消費税部分を分けて表示したとしても、中小企業が本体価格の値下げを要求されれば身も蓋もないのである。税法の問題と独占禁止法などの議論とは切り離して考えるべきである。

経済取引の実情を考えると、消費税以上に値上げしても「売れる商品」は本体価格の値上げが行われるであろうし、税率に関係なく「売れない商品」は値段を下げざるをえないのである。表示が大きな問題ではないと考えられる。

(5) 医療機関の診療報酬が非課税である問題

社会保険診療報酬については、非課税とされている。医療機関は課税仕入について消費税を負担して、転嫁することができない。消費税が導入された当時

は、診療報酬に消費税部分を上乗せするとの解決策だったようだ。しかし、高額な医療機器などの設備投資

が必要であることを考慮すると、診療報酬の上乗せでは解決しない問題がある。また、地方と都心で同額の診療報酬なのにに対して、家賃などの負担が大きく異なるなど診療報酬では解決しきれない問題がある。

改正法では、一定の基準に該当するものに対して区分して措置を講ずることを検討するとしている。社会保健診療報酬のために使用する一定の設備投資に対して給付金を支給するとの制度を想定しているのだろうか。

(6) 海外からの電子書籍、音楽、広告を日本に配信する場合の課税

改正法が衆議院を通過して間もなくのタイミングで、海外からネットを通じて輸入される電子書籍、音楽、広告などに対して消費税を課税するとの報道があった。財務省の方針として

4、おわりに

さて、改正法の税率以外の周辺問題について述べてきたが、実務家としては税率アップに伴う問題にも取り組む必要がある。

消費税が3%から5%に引き上げされた際と同様の経過措置が、今回の改正法でも用意されている。具体的には、①旅客運賃等、②電気、ガス、水道、電気通信役務提供、③指定日の前日までに締結された工事請負契約等、④指定日の前日まで締結したリース契約等である。

事業者によっては、税率アップ前の駆け込み需要を

は、税率アップと合わせて平成26年4月から実施したいとのことである。

現在は、海外の企業が電子書籍、音楽、広告の配信を行った場合、役務の提供を行う者の役務提供に係る事務所等の所在地が「役務提供を行った場所」であり国外取引となる。結果として日本の消費税はからない。

報道によれば、「課税事業者登録制度」という仕組みを採用し、日本で電子データを販売したい場合には事前登録をして、その上で国内企業と同様に課税するのだという。諸外国では既に採用済みであるとのことである。

しかし、現実的には、登録をしないで販売することは可能であるし、仮に違反する国外の事業者に対して、課税当局が確実に徴収する仕組みを構築できるのかなどの疑問が残る。

また、改正法によれば1年半の間に8%から10%へ税率アップするので、経過措置との絡みで複数の税率管理を行う必要がある。例えば、リース契約であれば、契約時期によって5%、8%、10%が混在することになる。

税理士にとっては、平成25年改正を含む当面の課題、中期的な課題と、消費税については大きな宿題を抱え込むことになりそうである。